

防腐・防蟻の方法とは・・・？

フラット35の木造の住宅には、耐久性要件のひとつとして、防腐・防蟻（シロアリ対策）措置を行うことが必要です。（北海道や青森県などの地域ごとで防蟻措置は不要な場合があります。）

防腐・防蟻の措置には、薬剤や薬剤処理材を使用する以外にも、次のような方法がありますので、どの方法がよいか設計士の方や業者さんと相談してみてください。

◆土台部分

「ひのき」「ひば」などの耐腐・耐蟻性能のある木材を使用する。

◆地盤面から1 m以内の構造体の木部（次のうちいずれか1つ以上）

- ①「ひのき」「ひば」などの耐腐・耐蟻性能のある木材を使用する。
- ②外壁通気層を設ける構造とする。
- ③屋外に柱がむき出しになる構造（真壁構造）で軒の出が90cm以上とする。
- ④断面寸法が12cm角以上の材料を構造材に使用する。



◆地盤（次のうちいずれか）

- ①べた基礎で床下部分の地盤を覆う。
- ②べた基礎ではないが、布基礎と鉄筋がつながっている鉄筋コンクリートで床下部分の地盤を覆う。

<防蟻薬剤を使用する場合に注意すること>

●使用禁止薬剤

防虫や防蟻に使用される有機リン系薬剤のクロルピリホスは、土台等に塗布したものが発散し、その空気が居室内に流入して、シックハウス症候群を引き起こす可能性があるため、平成15年7月1日に改正された建築基準法で、住宅の建築材料には使用できなくなっています。

●土壌処理

シロアリ防除のために地面の土壌を薬剤で処理することを土壌処理といいます。

建物にとっては有効な防蟻措置でも、判断を誤ってしまうと、薬剤によって井戸水や地下水の汚染を引き起こしかねません。

このため、土壌処理を行う場合には、敷地の状況、土質などを適切に判断して、処理薬剤の選択、処理方法を決定し、水質汚染などにつながらないような慎重さがが必要です。